◇ 告 Ħ 次

示 梅毒反応検査料の減額

土地改良区の役員の退任及び就任

計量器定期検査の実施

土地改良区の役員の退任及び就任昭和三十五年度における地籍調査事業計画

土地改良事業の認可

定例教育委員会の招集選挙管理委員会の招集豚コレラ予防注射及びひな白痢検査

十号中訂正昭和三十五年九月五日付け鳥取県規則第四

告

鳥取県告示第四百二十九号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、

手数料条

示

鳥取県告示第四百三十号

条第十項の規定により、天神野土地改良区から次のよう 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八

に役員が退任及び就任した旨の届出があつた。 昭和三十五年九月九日

退任した役員の氏名及び住所 鳥取県知事

石

朗

理事 髙倉 米蔵 東伯郡関金町字堀

安田

朝倉

勇功

泰久寺

豊吉

山本

大鳥居

松河原

で梅毒反応検査料(採取料を含む。 の規定により、昭和三十五年九月十日から同月十六日ま (昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号) 第五条)を三十円に減額す

例

4

昭和三十五年九月九日

る。

鳥取県知事 石 破 朗

3	昭和3	5年9	月9	日	金	曜日	鳥	取	県	公	報	第	3156	号	
八日	一一月七日	三百	二 日	二〇日	一九日	一八日	一七日	五日	一四日	三三日		一 日		一一〇月一〇日	— 検査期日
"	の校区道、就将、義方小学校米子市のうち啓成、明	" 夜見町	"富益町	和田町	" 大篠津町 "	// 大崎、葭津	米子市彦名町	"	"	. //	"	"	上灘、岡田地区の市街地小学校の校区及び上井、	吉市のうち成	検査区域
"	米子市 役 所 ·	〃 夜見出張所	"富益出張所	ν 和田出張所	大篠津出張所	" 崎津出張所	名出張所 米子市 役 所 彦	<i>II</i>	明倫小学校	"	"	倉吉市役所		■ 上井青果市場	検査場所
査事業計画を次のとおり定めた。	三第二項の規定により、昭和三十五年度における地籍調国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の	鳥取県告示第四百三十二号		月二十四日誌でとする。	こ、と	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	百四十二条ただし書によ	二四日 "	一七日 〃 米子市役所	一六日 〃	一五日 〃 錦公園内ほうし	. 一四日 //	一一日 〃 就将小学校	一〇日 "	九日 "明道小学校

	昭和35年9月9日						曜日	鳥取県			と 公報			第3156号			2
//	"	"	"	理事	就任した	"	"	"	監事	"	"	"	″	"	"	"	"
山崎	佐々木	安田	朝倉	坂根	役員の氏	杉原	日野	中口	山根	片	森本	幸本	野儀	熊谷	山本	亀井	山根
新松	小 照義	豊吉	勇功	林蔵	た役員の氏名及び住所	勝男	義正	大信	清	久好	春蔵	金市	久市	源治	寿雄	梅蔵	拙翁
"	"	″	"	東伯郡	住所	倉吉市	東伯郡	"	í,	<i>"</i>	″	"	<i>"</i>	"	"	"	倉吉
		•	,	郡関金町字		門鴨河内	即関金町字:	北野	越殿町	黒見	北野	上古川	福山		鴨河内	,	倉吉市三江
安步	大鳥居	松河原	泰久寺	字堀			字泰久寺										
	昭和	ように実	規定によ	計量法	鳥取県告示第四百三十一号		当選し八	昭和三	"	"	監事	"	<i>"</i>	. //	"	<i>"</i>	"
ii.	昭和三十五年九	施する。	より、倉士	(昭	示第四百		八月五日就任、	十五年七	杉原	岸本	渋谷	亀井	北村西	渋谷	熊谷	山本	山本
鳥取県知事	月九		言市及び	和二十六年法律第二百七	三十一	,		和三十五年七月三十日総代会に	勝男	実	英三	梅蔵	北村豊次郎	信好	源治	弘	寿 雄
事石	日		米子市の	法律第二	号		任期二年。	日総代会	倉吉市	東伯郡	, //	"	"	<i>"</i>	"	"	倉吉士
破			計量器	一百七号)				云におい	□鴨河内	砂関 金町	鴨河内	三江	志津				倉吉市鴨河内
=			倉吉市及び米子市の計量器定期検査を次の)第百四				おいて総選挙の結果		東伯郡関金町字松河原					s.		
朗			旦を次の	日十条の				学の結果		尽							

第3156号

昭

名な調 う査 者を

称の行

調査地域

調査期

摘

理事

田中

実吉

倉吉市谷

明里

栄寿

名和町

和堂、二年 和堂本屋、古御来屋、古御

米子市

古豊千

//

三

0

鳥取県告示第四百三十三号

条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八

が退任及び就任した旨の届出があつた。

和三十五年九月九日

_

朗

谷土地改良区

取県知事

石

破

_

朗

退任した役員の氏名及び住所

昭和三十五年九月九日

二、五〃

羽合町

南谷、宇野 橋津、上橋津 、上橋津

気高町

八浜

会勝 下見、

至三六、三、三、三、二

平方粁

明里

新蔵

金市

長柄

三

0

輝利 堅蔵 貞一

胸寿

明里

時美

監事

長柄 明里

長柄 与一 敏鎌

た役員の氏名及び住所 忠男

就任し

明里 寿太

倉吉市谷

宮本 吉本 宮本 初雄

長芳 哲美

宮本 定重

第3156号

岸田 明里 鹿蔵 進

長柄 明里 舅 縁

取県公報

監事 明里 胸寿

金曜日 鳥

果当選し四月七日就任、 昭和三十五年三月三十日通常総会におい 任期四年。

羽合土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事 船崎 東伯郡羽合町大字上浅津

昭和35年9月9日

5

任期四年。 昭和三十五年七月二十二日臨時総代会において選任、

> 四十八条第三項において準用する同法第八条の規定によ ので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第

b,

昭和三十五年九月九日

鳥取県知事

石

破

朗

次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

良事業については、審査の結果、その計画を適当と認 申請のあつた新たに行なおうとするかんがい排水土地改

72

縦覧期間

昭和三十五年九月十三日から二十日間とする。

て総選挙の結

縦覧場所

気高郡気高町大字下光元下光元土地改良区事務所

鳥取県告示第四百三十五号

て豚コレラ予防注射及びひな白痢検査を実施するから、 家畜の伝染病の発生を予防するため、 次の要領に ょ

家畜伝染病予防法

(昭和二十六年法律第百六十六号)

鳥取県告示第四百三十四号

昭和三十五年七月十二日付けで下光元土地改良区から

											0	01	42				
7	昭	和3	5年9	9月9	日	金	曜日	息	斯	4 県	1 2	\$ \$	段	第	3156	号	
"	"	"	二十日	九月十九日	実施期日	別表口のな白痢検	三十一日	二十九日	二十八日	二十七日	二十六日:	二十五日	二十四日	二十二日	二十一日	二十日	十九日
" " 百井	"郡家町石田	" " 高福	// 河原町郷原	八頭郡郡家町大坪	実 施 区 域	翔検査	. //		"	"	//	"	"	"	"	"	"
宮田 //	猪本〃	水本″	福田〃	森岡種鷄場	実施場所		"	//	<i>"</i>	<i>"</i>	"	· //	"	"		"	"
月里	号 又 表	召和三十五丰	おり羽集する。	昭和三十五年第	鳥取県選挙管理委員会告示第十三号	選		二十五日	二十四日	//	"	"	二十二日	″	"	<i>"</i>	二十一日
(2) 看到	鳥取県選挙管理委員会委員長和三十五年第四回鳥取県選挙管 年する。 無する。				委員会生	挙管理委員会		″	"	鳥取吉	"	"	八頭郡	鳥取市	"	"	"
	足員公元	九 日		^馬 取県選	京宗第十	生委員		"	"	市湖山	"	"	即河原町	湖山	//	"	河原町
	至員 長 武			学管理委	号	具会告示					袋河原	渡一木	天神原		″	"	河原町今在家
į I	井 正 推			回鳥取県選挙管理委員会を、次のと		小		山陰〃	山陰〃	山陰″	荻原〃	岸本 "	田淵〃	山陰 //	前田 //	山根〃	竹内〃

	昭和35年9月9日						曜日	鳥	取	り	県 公 報			第3	第3156号		
実施期日 実施区域 実施場所	別表日 豚コレラ予防注射	ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法	豚コレラ予防注射 豚コレラ予防液皮下注射	五 検査及び注射の方法	四 実施の期日 別表のとおり	種鷄及び同一構内で飼育する鷄	ひな白痢検査	ものを除く。		豚コレラ予防注射	三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲	二 実施の区域 別表のとおり	一 実施の目的 豚コレラ及びひな白痢予防のため	鳥取県知事 石 破 二 朗		村全で受けるととならであ	
十八日	十七日	十五日	七四日	十三日	十二日	十一日	十日	八日	七日	六日	四日	十月三日	E .	二十九日	二十八日	二十七日	九月二十六日
"		"	"	"	"	"	"	"	"	<i>"</i>	"	<i>"</i>	<i>"</i>	<i> </i>	<i>"</i>	"	域西伯郡一円 、 境港市全
<i>"</i>	"	"	"	//	"	"	"	<i>"</i>	<i>"</i>	"	"	"	<i>"</i>	<i>,</i> ,	<i>!!</i> .	"	各豚舎巡回注射

 $H_{i}(Y)$

	昭和	金曜日 鳥 取 県 2						公	報	第315	8			
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 光行 日 火、 4	箇所について誤りがあつたので訂正する。 昭和三十五年九月五日付け鳥取県規則第四十号中次の	正誤	2 その他		鳥取県教育委員会会議室	一 一 日時 昭和三十五年九月十二日午前十一時	鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦。	昭和三十五年九月九日	定例教育委員会を、次のとおり招集する。	鳥取県教育委員会告示第二十五号	教育委員会告示	三 諸題 参議防地方選出議員選挙等記事件はてもて	浅 場 夏 所	一 日時 昭和三十五年九月十日午前十一時
金		. 1				·		****	119	7 8	4	3	1	頁
									Ŀ	: 上	下	上	上	段
印 発 (定 所 者								<i>∃</i> ‡	1号第 中様六 式十 のニ	1	10	2	8 終りから	行
一部 月極 一二〇四鳥 取 県鳥 取 県鳥 取 市 栗鳥 取 県鳥 取 市 栗鳥 取 市 栗									地移注	世語整	条の第二項二項二十二		九月一日	誤
)円 (配送料共) 〕 果 印 刷 所 果 谷町 刷 原									地 大 大	也 制製 製	条の二第二項	対する	九月五日	ΪĒ